

仕様書

1 業務名 京都市生物多様性ポータルサイトの構築業務

2 業務の目的

本市では、これまで京都市生物多様性ポータルサイト「京・生きものミュージアム」(以下「既存サイト」という。)を運用してきたが、令和3年3月に策定した「京都市生物多様性プラン(2021~2030)」(以下「新プラン」という。)に基づき、リニューアルしたポータルサイトを新たに構築する。

新プランでは、方向性の一つとして『知る』から『行動』へを掲げ、あらゆる主体がそれぞれの立場で「知る」だけでなく、「自分ごと」として生物多様性のために「行動」できるよう働きかけ、行動の輪の拡大を図ることとしている。

そのため、新たに構築するサイト(以下「新サイト」という。)では、京都の生物多様性に係る多くの知見を集積し、発信するといった博物館の役割をWEB上で担う「バーチャルミュージアム機能」と、生物多様性に係る市内での多様な活動事例やイベント等を集約・発信することで、各主体による活動を支援するとともに主体同士又は主体と活動のつながりを促す「プラットフォーム機能」を充実させる。(詳細は別紙参照)

※ 既存サイトの URL : <http://ikimono-museum.com/>

3 履行期間

契約の日から令和4年3月31日まで

4 業務内容

(1) 新サイトの構築

ア サイトの設計

本業務の目的を満たすポータルサイトのデザイン及び構成を提案し、設計すること。設計に当たっては、マルチデバイス(PC、タブレット端末、スマートフォン等)での閲覧に適したものとし、ユーザー獲得やサイト活性化のための対策(SNSとの連携、SEO(Search Engine Optimization)対策等)を講じること。

また、ポータルサイト名を提案するとともに、デザインは市民・事業者が自然や生きものを身近に感じ、親しみを持てるものとする。

なお、ドメインは本市が取得する京都市のLG.JPドメイン(city.kyoto.lg.jp)を使用すること。

イ コンテンツ作成

新サイトに掲載するコンテンツを提案し、作成すること。

なお、コンテンツは別紙に記載の内容を想定しているが、実際に新サイトに掲載するコンテンツについては、プロポーザルでの提案を受け、本市が内容を決定する。

また、これまでから継続している「京の生きもの生息調査」コンテンツの投稿データ(令和元年度~3年度分の約1,500件)など、一部のデータを既存サイトから移行すること。

ウ システム構築

各コンテンツに必要なシステムを構築すること。(想定する機能は別紙参照)

エ ホスティングサービス

ホスティングサービス手配代行を行うこと。

オ サーバー

新サイトが問題なく稼働し、強固なセキュリティが構築されているサーバーの賃借、サーバーへの移行作業、その他必要な手続きを代行するとともに、初期メンテナンスを行うこと。

(2) 新サイトのテスト運用

本運用前に、新サイトのテスト運用を行うこと。テスト運用については、受託者が主体となって実施し、本市の承認を得るものとする。ただし、そのテスト内容等は、本市と事前に協議して決定するものとし、テストの結果、本市の承認が得られなかった場合、受託者は本市の承認が得られるよう、新サイトの改修等を行うものとする。

5 情報セキュリティ対策等に関する内容

(1) 新サイトの構築に当たっては、京都市情報セキュリティ対策基準（必要な場合は京都市環境政策局環境企画部環境管理課の窓口で手交する。）を順守し、本市が要求する情報セキュリティ水準を満たすこと。

(2) 担当する業務及び役割等によって、ユーザーごとにアクセス権限が設定でき、ユーザーのアクセス権限に応じ、利用可能な機能の制御が行えること。

なお、ユーザーの区分やアクセス権限については、本市と協議のうえ、決定することとする。

(3) 本システムで公開する全てのページについて、SSL/TLSにより暗号化すること。

なお、暗号化に必要なサーバー証明書については、受託者で準備するものとし、費用は本委託に含むものとする。

(4) 操作履歴や閲覧履歴等のログ（いつ、誰が、どのような操作を行ったかが分かる記録や情報システムの処理状況の記録など）を取得できること。また、取得したログは1年間保存し、必要に応じ調査、分析できること。

(5) 定期的にシステム及びデータのバックアップを取得し、システム及びデータの復旧が可能であること。また、障害発生時等に、速やかにシステム及びデータを復旧できるように機能を設計するとともに、復旧手順等を備えること。

(6) コンピューターウイルス対策として、情報システムを構成するサーバー、パソコン、モバイル端末等に不正プログラム対策ソフトウェアを導入するとともに、定義ファイルを適切に更新すること。

(7) 導入するソフトウェアについては、修正プログラムやバージョンアップの提供等、開発元のサポートがある信頼性の高い製品を利用すること。また、OSやソフトウェアに脆弱性が発見された場合は、システムへの影響、重要性等を検証のうえ、速やかに修正プログラムを適用すること。

(8) 新サイトは、個人情報を取り扱うため、パブリッククラウド（インターネット等を経由して各種サービスを提供するもの）を用いる場合は、以下を遵守すること。

ア サーバーは、耐災害性を備えた国内のデータセンターに設置し、IDカードによる入退室管理等を実施すること。

イ ユーザーごとに設定されたID及びパスワードによる認証を行い、個人情報を取得する者のパスワードには一定の有効期間を設けること。

ウ 24時間365日の運用監視を実施すること。

エ システムは、インターネットに接続する公開サーバーと、接続しない非公開サーバーにより構成し、個人情報等の非公開情報は非公開サーバーにおいて管理する*こと。管理者画面を含め、指定する本市の端末以外からは非公開情報には一切アクセス（閲覧も含む。）できないように制限すること。

※ 非公開サーバーへのアクセス制限については、使用する端末に電子証明書を格納し、クライアント認証を行うような方法を想定している。

オ 本市が所有するデータについては、独立したデータ構造（物理的な分離もしくは論理的な分離）とし、他の利用者から遮断されアクセスできないようにすること。

- (9) WEBアクセシビリティについては、「JIS X 8341-3:2016の適合レベルAA」に準拠したサイトを構築すること。また、作成したウェブアクセシビリティ方針を、本市の承認を得たうえで、新サイトに掲載すること。

6 業務体制

- (1) 受託者は、受託業務の遂行を総括する統括責任者を定める。
- (2) 統括責任者は、常に業務全体を把握するとともに、業務従事者を指揮監督し、業務の円滑な進捗に努める。
- (3) 統括責任者及び業務従事者は、本業務の遂行に必要な知識と経験を豊富に有するものとする。
- (4) 統括責任者を変更せざるを得ない特別な事情が生じた場合、受託者は速やかに本市に届出を行い、変更について事前に本市の承認を受けなければならない。
- なお、統括責任者を変更する場合、業務の遂行に支障が出ないように、後任者への事前及び業務中の教育を万全に行うこと。

7 費用負担

次の(1)～(3)の費用は、受託者において負担することとする。

- (1) 新サイト構築用機器に係る費用
- (2) テスト運用サイトの開設及びテスト運用機器等に係る費用
- (3) その他新サイト構築に必要な諸費用

8 成果物

受託者は、次の(1)～(5)に掲げるものを本市に提出すること。

なお、提出時期、提出部数等については、別途本市から指示する。

- (1) 設計書
- ・ サイト構成図
 - ・ 基本仕様書（データ構造、画面遷移等）
 - ・ ファイル一覧（ディレクトリマップ）
 - ・ その他システム設計に関連するドキュメント等
- (2) テスト結果報告書
- ・ 各種テスト内容一覧（テスト方法、テストデータ、判定基準等）
- (3) マニュアル
- ・ 新サイトの管理及び更新マニュアル一式
- (4) ウェブアクセシビリティ関連
- ・ ウェブアクセシビリティ方針の文案
 - ・ ウェブアクセシビリティ試験結果
- (5) サイトのデータ
- ・ 各コンテンツのデータ一式

9 想定スケジュール

令和3年7月上旬	契約締結
契約締結～令和3年11月	構築期間
令和3年12月	テスト運用、本運用に向けた改修
令和4年1月中	本運用（既存サイトからの切替え）

10 留意事項

- (1) 本市担当職員との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 業務の進行にあたっては、常に本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 業務を遂行するうえで必要と認められる会議等への出席及び資料作成等を求めることがある。
- (4) 協議を行った際は、協議結果の概要を本市に報告すること。
- (5) 本業務の実施により得られた成果物の著作権、著作権等一切の権利は、全て本市に帰属する。
- (6) 本委託業務については、原則として第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、業務遂行上やむを得ない場合は、本市と協議し、予め書面による承諾を受けたうえで、第三者に委託し、若しくは請け負わせることができる。
- (7) 受託者は、業務着手前に本仕様書を十分精査すること。このときに発生した疑義については、初回の打合せの際に本市と協議のうえ、解決するものとする。
- (8) 本仕様書に基づき業務を遂行する中で発生した疑義については、本市と協議のうえ、解決するものとする。ただし、前項における精査が不十分と判断できる疑義については、本市の判断によるものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、本市との協議のうえ、決定すること。

新サイトのコンテンツについて

新サイトは、生物多様性に関する多くの知見を集積した「バーチャルミュージアム（博物館）機能」と生物多様性保全の活動を支援する「プラットフォーム機能」を有するものとし、以下のようなコンテンツ作成を想定する。

なお、コンテンツは以下に記載の内容を想定しているが、実際に新サイトに掲載するコンテンツについては、プロポーザルでの提案を受け、本市が内容を決定する。また、新プランの進捗により機能追加できるようにすること。

1 トップページ及びサイト構造

ユーザーが目的の情報に容易にたどり着け、かつ、サイト内で回遊することで多くの情報を発見でき、更に多くの情報を知りたくなるように、トップページ及びサイト構造を構築すること。

なお、トップページ下部に企業等のバナー広告欄を設ける予定である。

2 バーチャルミュージアム機能の内容とコンテンツ例

暮らしに身近なものとして生物多様性を市民等に紹介することで、生物多様性に関心を持つ層を拡大する。また、専門的な知見の集積・発信によって、様々な主体の活動を下支えする。

- **生物多様性ニュースヘッドライン（RSS）**

生物多様性に関する最新ニュース（新聞記事等信頼性の高いもの）を自動で収集し、掲載する。

- **京都の自然に関する基礎的な情報発信**

市内の貴重な自然環境、市内の特徴的な動植物、京都に縁のある動植物等などについて情報提供する。

- **身近なものとして生物多様性を紹介**

エンカル消費やサステナブルツーリズムなどの自然と共生した暮らしの提案、京都のまちと自然との関わりや自然を巡る散策コースなどを紹介する。

- **京都生きものクイズ**

生物多様性に関心をもつきっかけとして楽しみながら学べるクイズコンテンツを掲載する。問題がランダムに出題される機能を有し、回答方法は選択式とする。気軽に挑戦できるよう、ログイン登録不要とすることを想定する。

- **京都の自然を伝えるコラム**

市内の自然を守るために活躍している活動主体や、自然を研究している研究者などの現場の声をコラムとして発信し、内容は各主体の協力を得て随時更新していく。

3 プラットフォーム機能の内容とコンテンツ例

様々な主体が取り組める行動例や様々なイベント等を集約・発信し、様々な主体の行動を喚起する。また、各主体による活動支援につながる補助金などの情報発信や、市内の活動事例の紹介等によって主体同士又は主体と活動のつながりを促す。

- **生物多様性保全の担い手宣言制度（仮称）**

本市では、生物多様性保全のために行動する人（担い手）を増やすため、様々な主体が取り組める幅広い行動例を示し、できる取組を宣言してもらう制度を創設する予定であり、ポータルサイトから宣言（登録）できるようにする。また、宣言者のニーズ（宣

言内容)に合わせて、行動例の提示など継続的に働きかけるため、メールマガジン等を通じて情報発信できるようにする。

- **京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度**

本市では、京都の文化や祭事を支えるチマキザサやフタバアオイなどの生物資源を保全する団体の取組を認定する既存の制度について、認定対象を個人等にも拡充することとしている。それに対応するため、登録情報を掲載するとともに、ポータルサイトから登録手続きができるようにする。

- **京の生きもの生息調査**

本市では、市民参加のもと、市内の生きもの（ツバメ、ハグロトンボ等）の生息状況を把握するとともに、緑や水辺の豊かさ等の自然環境の現状を把握する調査を行っており、ポータルサイトに市民から発見報告できる投稿フォームと投稿データを随時マップに表示する機能を設けること。

- **イベントカレンダー**

本市等が実施する生物多様性に関するイベント情報をカレンダー式で掲載する。また、写真や画像が掲載でき、外部のWEBサイトにアクセスできるようにすること。

- **市内での生物多様性保全関連の活動紹介**

市役所をはじめ、保全活動団体や企業など、市内で実践されている様々な活動を紹介する。

4 想定する機能

- **ユーザー登録及びメール配信システム**

ユーザー登録が必要となるコンテンツにおいて登録フォームを設け、登録内容を本市が管理できるようにするとともに、ユーザーへのメールを配信するシステムを構築し、登録者の選択に合わせた複数のメーリングリストを作成できるようにする。また、各コンテンツにおける新規ユーザー登録に合わせ、メーリングリストを自動で更新できるようにすること。

なお、登録情報は、メールアドレスの管理等に関し、第三者に漏洩することが無いよう、万全のセキュリティ対策を講じること。

〔想定コンテンツ：生物多様性保全の担い手宣言制度（仮称）、京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度〕

- **生きもの報告システム**

報告フォームを設け、ユーザーが市内の生きもの情報（市民等が市内で発見した生きものの写真等の情報）を報告でき、報告された情報を自動的に地図上にプロット及びデータベースに集積し、公開するシステムを構築すること。また、承認機能を設け、自動的に掲載されないシステムとすること。

（想定コンテンツ：京の生きもの生息調査）

- **イベント掲載システム**

イベント申請フォームを設け、ユーザーが登録したイベントを本市が承認し、掲載できるシステムを構築すること。

（想定コンテンツ：イベントカレンダー）

- **ページ更新機能**

頻繁に更新するコンテンツページについて、本市が簡易な管理、更新等ができるよう、CMS（Contents Management System）又は同等の機能を設けること。

（想定コンテンツ：京都の自然を伝えるコラム、京の生きもの・文化協働再生プロジ

ェクト認定制度，イベントカレンダー，市内での生物多様性保全関連の活動紹介等)

- **機能の拡張性**

動画など，今後追加の情報を掲載できる拡張性を有すること。